



引野交番

福山東警察署 084-927-0110



自転車の安全利用の促進

自転車マナーアップ強化月間：令和8年5月1日（金）～5月31日（日）
自転車マナーアップスローガン：ヘルメット 命のお守り 忘れずに

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道の左側を通行するのが原則です。
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認して通行しましょう。
- ③ 夜間はライトを点灯
歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも必ずライトを点灯しましょう。
- ④ 飲酒運転は禁止
自転車は車の仲間です。飲酒運転は法律で禁止されています。絶対にやめてください。
- ⑤ ヘルメットを着用
事故による被害を軽減するためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



〇認知機能検査・高齢者講習の受講について〇

70才以上の方の運転免許証等の更新は、事前に高齢者講習等を自動車学校等で受けておく必要があります。例年、学生が夏休みとなる時期は、高齢者講習・認知機能検査・運転技能検査の予約が大変取りにくくなります。



★自動車学校によっては、予約が数か月先にならないと取れない

こともあります！★



- 講習の通知書がお手元に届いたら、早めに自動車学校等に予約の電話をするようにして下さい。
- ご家族の中に、70歳以上で運転免許をお持ちの方がいらっしゃる場合も、通知書が届いたら早めに予約の電話を入れるよう助言をしてあげてください。
- 認定教育・検査を実施している自動車学校等では、必要な手数料が異なる場合がありますので、各自動車学校へお問い合わせください。

通知書の例

